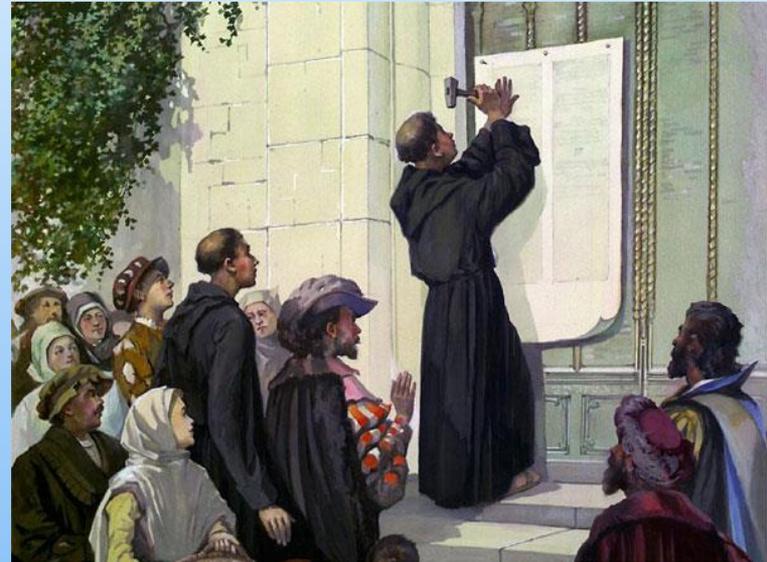


人文学・社会科学における公正な研究活動のために

人文学・社会科学の学問特性と研究不正



井野瀬久美恵

甲南大学文学部教授

2019.9.9. JSPS主催

<自己紹介に代えて>

公正研究推進 (Research Integrity) との関わり



- * 日本学術会議「科学研究における健全性向上に関する検討委員会」委員・第23期(2014.10～2017.9.30) 副会長
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を文部科学大臣決定公表 (2015.4.1.～各大学等で施行) ⇒学術会議に審議依頼 (2014.7.)
「回答 科学研究における健全性の向上について」
(2015.3.6.)
- * 文部科学省「公正な研究活動の推進に関する有識者会議」委員 (2015.4～現在に至る)
- * 一般財団法人・公正研究推進協会 (APRIN)設立理事
- * Committee on Freedom and Responsibility in the conduct of Science (CFRS, ICSUの3大委員会のひとつ)
(2015.10.1.～2018.9.30.)

東洋英和女学院大学
TOYO EIWA UNIVERSITY

大学ト

サイト内検索

受験生の方 在学生

大学概要 | 入試 | 学部学科 | キャンパスライフ | 留学国際交流

東洋英和女学院大学トップ > 最新情報&ピックス > 研究活動上の不正行為に関する調査結果について

研究活動上の不正行為に関する調査結果について

この度、本学院院长・人間科学部保育子ども学科教授 深井 智朗 氏による研究活動上の不正行為が認定されましたので、東洋英和女学院大学研究活動上の不正行為防止に関する規程第17条に基づき調査結果を公表いたします。

本学職員によりこのような事案が発生したことについて、多くの関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、教職員の研究倫理に関する意識向上の徹底を図り、不正行為の再発防止に取り組んでまいります。

- ・東洋英和女学院大学における研究活動上の特定不正行為に関する公表概要(PDF)
- ・説明資料(PDF)
 - 別添資料1(PDF)
 - 別添資料2(PDF)

2019年5月10日
東洋英和女学院大学
学長 池田 明史

専門に近くないと不正かどうか、なかなかわからない。そして、すべての専門に通じている人などいない
→だとすれば、「研究倫理を底上げ」するとともに、不正研究の「責任の所在」を明確に定める必要がある。



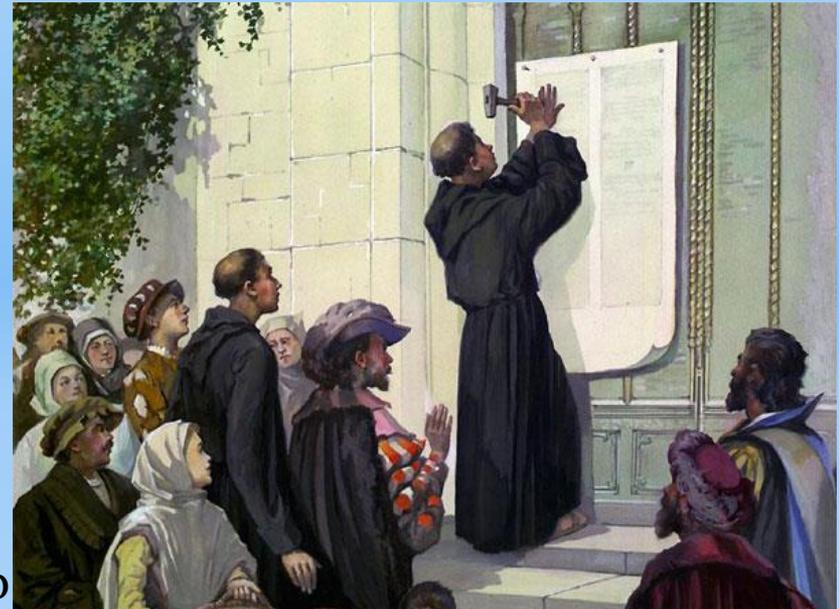
所属研究機関として、なぜ防げなかったのか？

度重なる疑問の声が活かされなかったことについて、調査委は報告書で「研究姿勢を正す機会があったのに活かされることがなかった」と指摘した。研究者の良心に依存した学問の自由と、研究者相互の学問的批判。それは本来、両立するはずだと小柳氏（注：小柳敦史氏は公開質問状を出した北海学園大学准教授）は思う。だが、「具体的なルールはどうしたらいいのか分からない」と、課題の大きさに戸惑っている。

『朝日新聞』2019.5.15. 朝刊)

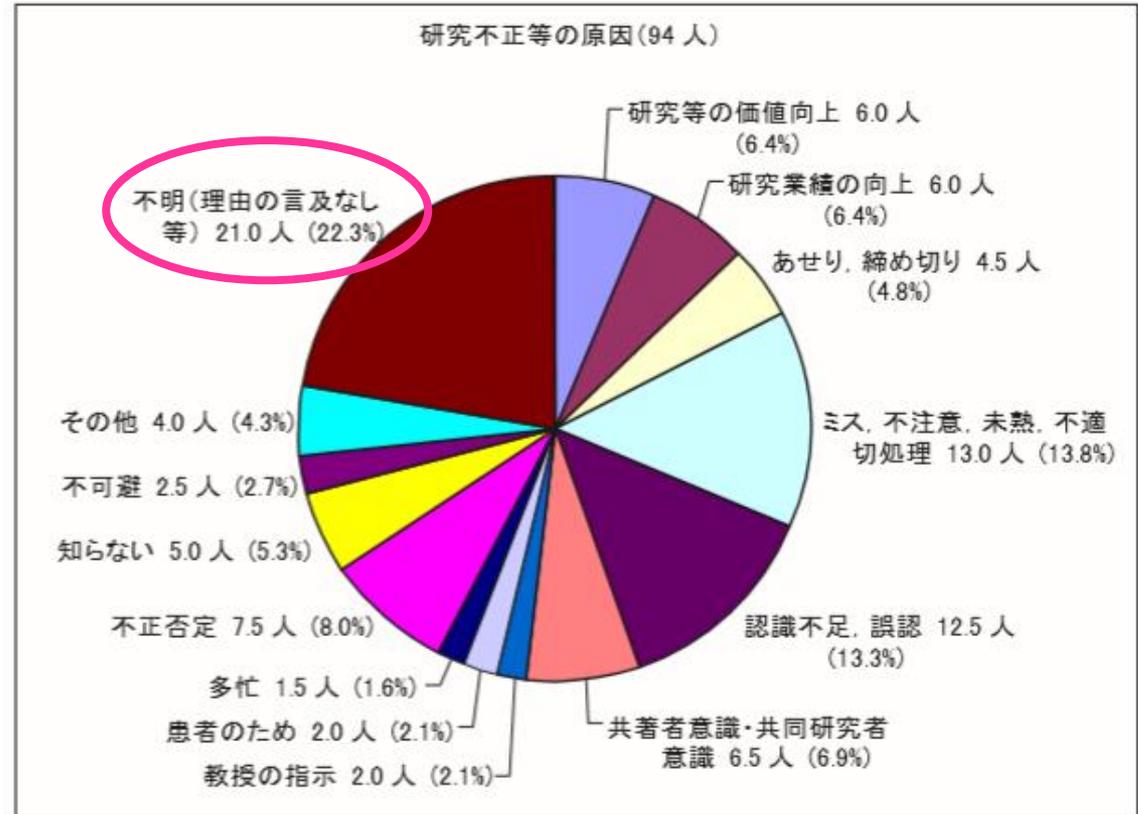
ドイツ史研究者との対話からの小柳氏の**気づき**

「神学やキリスト教思想史の研究はそれだけで完結しているわけではなく、隣接する分野にも影響を与えていることに気づいた。」



図は「聖書と歴史の学習館」より
<https://lets-bible.com/reformation/ro2.php>

個人で研究、執筆を行うことが多い人文学、社会科学の場合、自分では気づかず、公表後に告発を受けて初めて気づくことが多い。



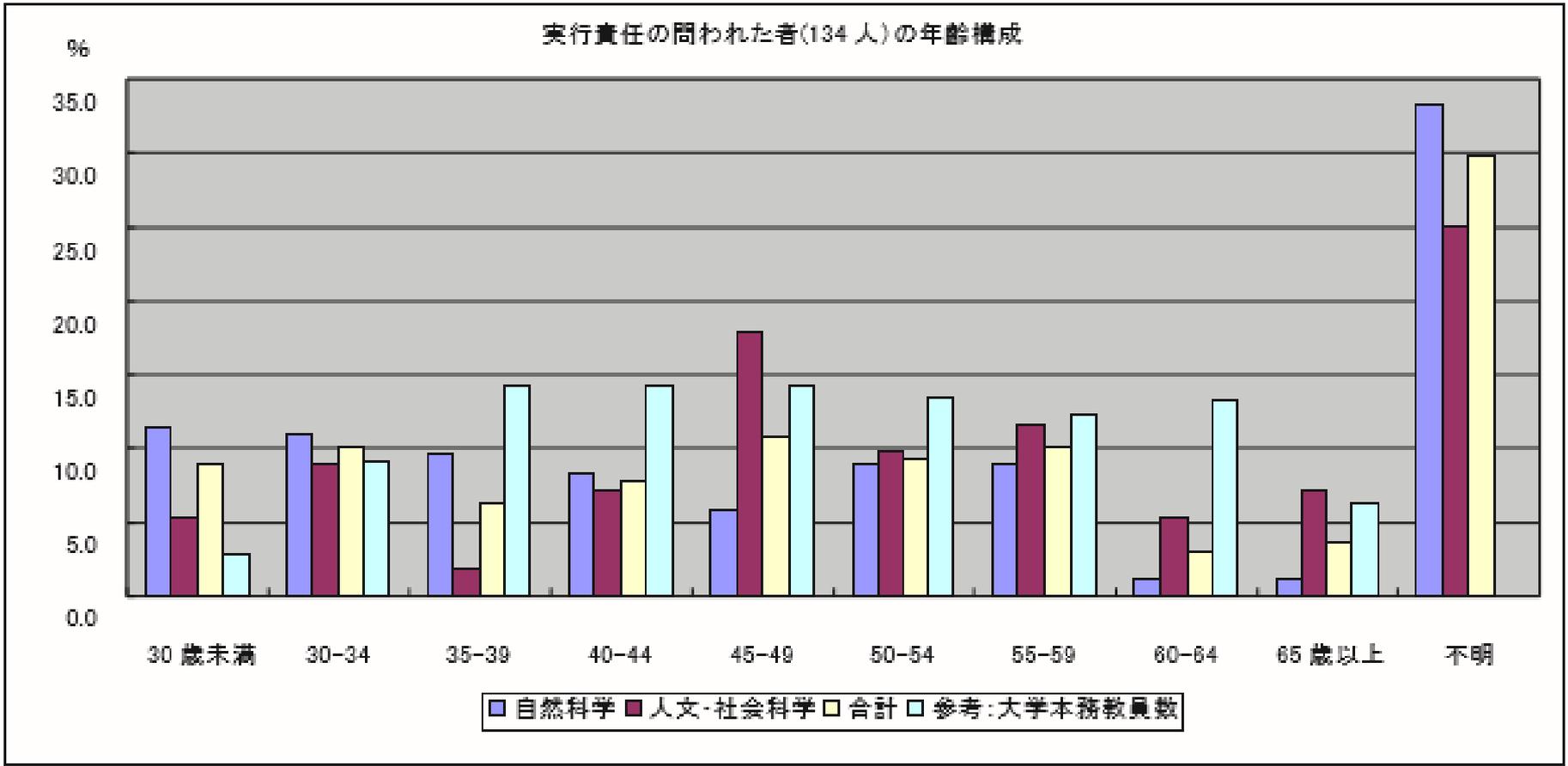
(注) 筆者の分類に従って、寄与率を考慮した換算で算出。なお、94人には大学以外の研究機関の研究者も含む。

松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析(2)」『情報管理』2013年7月号、56巻4号、230頁。



学問が市場化した今日において読者が見えざる編集者の役割を担っているのだとすれば、豊かな内容を持つ一方でその内容を支える信頼性において危うさをはらんだ書物をどのように受け取るかは私たち読者自身の問題でもあるだろう。本書により、研究書というものに対する私たちの態度が問われている。

小柳敦史「書評 深井智朗『ヴァイマルの聖なる政治的精神——ドイツ・ナショナリズムとプロテスタンティズム』(岩波書店、2012年)」『日本の神学』52号、日本基督教学会、2013年、139-144頁。

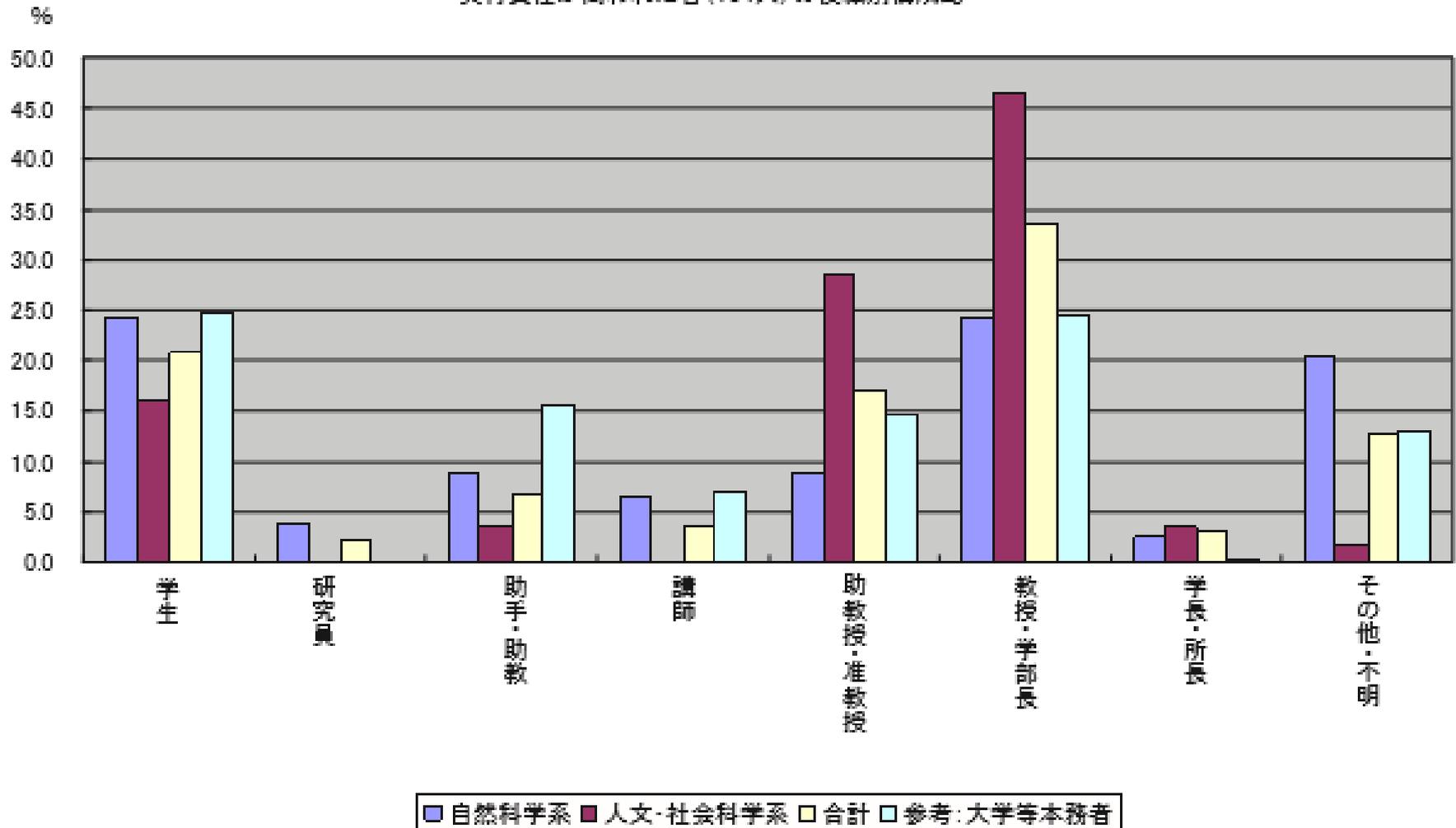


(出典) 大学本務教員数については「学校教員統計調査(平成22年度)」を参照。なお、「大学」は、学部、大学院、附置研究所(国立のみ)、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院の合計である。

図7 実行責任が問われた者と「大学本務教員」の年齢帯別構成比

松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析(2)」『情報管理』2013年7月号、56巻4号、222-235頁、229頁。

実行責任が問われた者(134人)の役職別構成比



松澤孝明、同論文、228頁。

①不正事由の内容 当該紀要論文の指摘箇所（10か所、合計29行、全体の6.4%）「論旨の展開、及び記述の順序が同一であり、具体的記述についても偶然一致の可能性を排除しうる程度に似ていると認められた。」

②処罰につながる不正行為認定理由 「授業負担、役職負担が過重であった中、関係資料のメモ書き整理を、十分精査することなく、自分自身の見解を織り交ぜて原稿にしてしまったとしており、故意に行ったものではないが、指摘箇所は外部指摘者の論文を基礎としていたことを認めており、本人の着想によらないにもかかわらず、引用注記がなされていない。」 + 調査過程で既発表論文との比較検証の結果、判明したこととして、「当該論文全体の44.9%が自己盗用(重複)」を特筆付記。

③処罰 被告発者が所属する大学内研究所の所員資格をH27.12.17～H29.3.31停止（H27.4告発受理、6～8月調査、H.28.7.報告受理）+ 処分(内容非公表)

👉 上智大学外国学部教授、政治学（文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において特定不正行為が認定された事案）

QRPというグレーゾーンの例

【自己盗用】

論文や著書を執筆する際に、書誌情報をつけず、自身の過去の論文や著書から文章を引用する行為。**研究歴が長いシニア研究者**は、書誌情報をつけず、自身の過去の業績から文章を何度も再利用し、あとで非難を受けるケースが増えている。

研究倫理や研究公正の規範、「常識」は、時代とともに変化している。グローバル化時代の「常識」、グローバル・コモンセンスを**自覚的にアップデート**する必要がある。

★人文・社会科学系ではQRPに「翻訳」が絡むことが多い

* 外国語で書かれた論文(データを含む)の「盗用」

* 日本語論文の英訳(外国語訳) という「二重投稿」

⇒日本語論文と外国語論文の「間」には要注意！

人文学・社会科学系の「学問特性と研究不正の関係」の類型化

- 1) 文献(文字も視覚的でも)研究：文献解釈、比較分析、資料(史料)の発掘などを中心とする研究
- 2) 統計的調査研究：自ら取得したデータや公開情報データの分析などを中心とする研究
- 3) インタビューやフィールドワーク：特定の個人や集団への参与観察などを中心とする研究
- 4) 人を対象とした実験：社会学的もしくは心理学実験などを中心とする研究

他人事ではないという「気づき」こそが有効！

- 1) 大学等研究機関や学協会において、個人の研究倫理を底上げする事例研究
- 2) 学協会のジャーナル、大学の紀要といった成果公表の場における査読体制の整備
 - * 査読基準・プロセスの透明化・明確化
 - * ダブルブラインドの活用・効用
- 3) 風通しのいい教育研究環境づくり
 - * 大学等研究機関、学協会(特に学術誌編集)はグレーゾーンへの「気づきの場」となれるか？
- 4) 研究公正に関わる情報のアップデート